

人権問題に関する市民意識調査について

本調査は、人権施策を効果的に進めるうえで、市民の人権に関する意識の変化や動向を把握することが必要であるため、5年おきに実施しているもので、人権尊重の社会づくりに向けた施策推進の基礎資料として活用しています。

調査の概要

1 調査対象

大阪市内に居住している満18歳以上の市民（外国籍住民を含む）から、令和2年9月30日現在の本市人口における各行政区の人口割合により、行政区毎の調査対象者数を割り当て、市全体から無作為に抽出した2,000人

2 調査期間

令和2年12月14日（月曜日）から、令和3年1月15日（金曜日）まで

3 調査方法

調査対象者あてに調査票を送付し、同封の返信用封筒（市民局あて）にて回答

4 調査項目

- ・基本的な人権問題に対する意識
- ・人権に関する大阪市の取組みについて など

5 回答者数

726人（回収率36.3%）

6 報告書について

報告書は「人権問題に関する市民意識調査（令和2年度実施）について」のページに掲載します。

主な調査結果の概要

()内の数値は、平成27年度調査の数値

基本的な人権問題に対する意識

・「人権」に対する関心の度合（問1）

- ・「関心がある」「少し関心がある」と答えた人の合計の割合 69.1% (65.0%)
- ・「関心がない」「あまり関心がない」と答えた人の合計の割合 21.1% (24.6%)

・個別の人権問題に関する基本的な意識の状況（問2）

個別の人権問題に関する基本的な意識の状況について尋ねたところ、「関心がある」「少し関心がある」と答えた人の合計の割合

- ・1位 「こどもの人権」 90.5% (89.6%)
- ・2位 「個人情報の流出や漏えいの問題」 86.5% (84.0%)
- ・3位 「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」 85.7% (-)

* 平成27年度調査の3位は、「高齢者の人権」

・住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識（問6）

住居を選ぶ際の意識について尋ねたところ、「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」と答えた人の合計の割合

- ・同和地区 の地域内である 47.7% (54.0%)
- ・小学校区が同和地区と同じ区域になる 38.3% (45.0%)
- ・近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる 39.9% (46.6%)
- ・近隣に外国人が多く住んでいる 35.0% (42.3%)
- ・近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある 30.4% (40.5%)

同和地区とは
我が国では同和問題の解決に向け、平成14（2002）年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」といいます。）が失効するまでの間、同和地区の環境改善や地区住民の生活向上などに向けた取組みが積極的に進められてきました。この調査における「同和地区」とは、地対財特法において取組みを進める対象地域として指定されていた地域をいいます。

人権に関する大阪市の取組みについて

・「大阪市は、人権が尊重されているまちである」との認識（問14）

今の大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちであると思うか尋ねたところ、

- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合 60.1% (52.9%)
- ・「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の合計の割合 35.4% (43.9%)

・個別の人権問題に関わって「人権が尊重されているまちである」との認識(問15)

個別の人権問題に関わって、「人権が尊重されているまちである」と思うか尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合

- ・男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである 62.0% (61.9%)
- ・配偶者・パートナーなどからの暴力(DV。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的なもの等を含む。)の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである 56.5% (49.3%)
- ・子どもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである 61.3% (52.5%)
- ・子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである 59.6% (51.5%)
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである 70.4% (59.0%)
- ・高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである 62.8% (48.9%)
- ・障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである 55.6% (40.5%)
- ・障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである 56.7% (44.3%)
- ・同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである 48.5% (40.1%)
- ・外国人が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである 60.6% (51.7%)
- ・事業者の持つ市民の個人情報保護され、適切に取り扱われているまちである 62.7% (49.7%)
- ・犯罪被害者が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである 45.5% (34.5%)
- ・ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである 38.6% (26.1%)
- ・LGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである 51.7% (39.7%)